(メール通知) 31 障第 107 号 平成 31 年 4 月 24 日

指定障害福祉サービス事業所等 設置法人代表者 様

消費税の軽減税率制度への対応について

平素から、障がい保健福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。 今年 10 月 1 日から、消費税の税率が 8 %から 10%に引き上げられると同時に、軽減税 率制度が実施されます。

軽減対象資産の販売がない事業者についても、区分経理が必要になるなど、対応が発生する場合がありますので、貴法人におかれましても、標記制度開始に伴い遺漏がないよう対応をお願いいたします。

軽減税率制度については、国税庁ホームページを御覧いただき、制度に関する相談は添付資料の消費税軽減税率電話相談センターにお問い合わせください。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 菊地 TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187